

学校法人 昇龍学園 幼保連携型認定こども園 浄水松元幼稚園と  
学校法人 菊武学園 名古屋経営短期大学との  
包括連携協力に関する協定書

学校法人 昇龍学園 幼保連携型認定こども園 浄水松元幼稚園（以下「甲」という。）と学校法人 菊武学園 名古屋経営短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協力協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙それぞれが有する技術や知見を活かし、持続的・発展的に連携を深めることにより、地域社会への貢献及び未来を担う産業人材の育成に寄与することを目的とする。

（実施事項）

第2条 甲、乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1)人的分野及び教育的分野に関すること。
- (2)地域の活性化に関すること。
- (3)知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (4)その他、甲、乙が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 甲、乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を実施するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期限満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第6条 この協定の内容に変更が生じた場合は、変更を生じた者がそれぞれに速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（協定の解除）

第7条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙協議のうえ、協定を解約することができる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、必要最小限の範囲内で情報共有する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た機密情報を相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

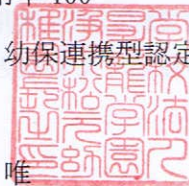
5年 9月12日

甲 愛知県豊田市浄水町南平100

学校法人 昇龍学園 幼保連携型認定こども園

浄水松元幼稚園

園長 八木 英 唯



乙 愛知県尾張旭市新居町山の田 3255-5

学校法人 菊武学園 名古屋経営短期大学

学長 高木 弘 恵

